明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○警察法施行令の一部を改正する政令（二三）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四）　五
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五）　五

〔省　令〕

○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働二四）　六
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（経済産業三）　一四
○脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令（同四）　一五
○経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（同五）　一七

〔告　示〕

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書二の改正に関する外交上の公文の交換に関する件（外務三三）　一七
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務三一）　二九
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産二二三）　三〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同二二四）　三一
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二二五）　三三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十七条第一号及び第二号の規定に基づく脱炭素成長型経済構造移行推進機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定した件（経済産業一三）　三五
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境三）　三六

〔官庁報告〕

国家試験
令和五年度全国通訳案内士試験合格者（観光庁）　三六

〔公　告〕

諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、特定空家等の措置を行うべき旨の公告関係　八三
会社その他
会社決算公告　八六

本号で公布された法令のあらまし

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第二三号）（警察庁）

1　警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官の在宅勤務等手当に要する経費を国庫が支弁することとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（財務省）

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣及び国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣のうち、令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては一〇万枚に改めることとし、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては一二万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣のうち、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、一万二、五四六円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条の規定に基づき、特定重要物資としてウラン、コンデンサー及びろ波器を新たに指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。